

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 8

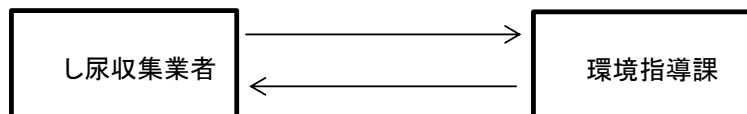
処 分 名	浄化槽清掃業の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて審査を行い、問題なければ、許可証を発行する。	
根 拠 法 令 名	浄化槽法(昭和58年法律第43号)	
条 項	第35条第1項	
所 管 課	環境指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
判断基準	<p>浄化槽法第36条に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】                  浄化槽法                  (許可)                  第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。                  2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。                  3 第一項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。                  4 市町村長は、第一項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。</p> <p>(許可の基準)                  第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。                  一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。                  二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。                  イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者                  ロ 第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者                  ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの                  ニ 第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者                  ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り相当の理由がある者                  ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第六項の規定、第七条の二第一項の規定若しくは同法第十六条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第七条の三の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者                  ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者                  チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項又は第六項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第七条の四の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの                  リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの                  ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

## 手続の流れ

申請

審査期間は、約20日



交付

約10日で許可証を発行

※申請書の受付時に、許可証発行の予定日を申請者にお知らせする。